

# 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

## 1 趣旨

この要項は、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局（以下「局」という。）が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

## 3 ドライブレコーダーの設置等

### （1）設置する公用車

設置の対象とする公用車は、局が所管する全ての公用車（道路パトロール車を除く）とし、設置する車両は、使用頻度等を考慮して各部で決定後、総括管理責任者に報告することとする。

設置車両を変更した場合には、総括管理責任者にその旨を報告するものとする。

### （2）撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車内に撮影する方向に向けて設置し、車両の前方、後方等の一方向もしくは複数方向の映像を撮影する。

### （3）撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

### （4）記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「記録媒体」という。）に記録するものとする。

## 4 総括管理責任者等の指定

（1）ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、総括管理責任者等を置く。

（2）総括管理責任者は、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局次長とし、記録データを総括管理する。

（3）管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した公用車を所管する部の副部長（ただ

し総務振興課においては、総務振興課長)とし、記録データを管理する。

- (4) 管理主任は、ドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長(ただし、総務振興課においては、総務調整班長)とし、ドライブレコーダーを管理する。

## 5 記録データの管理方法

### (1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データの盗難、紛失等の防止のため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

### (2) 記録データの閲覧

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、総括管理責任者及び管理責任者のみとする。ただし、総括管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が保存しておくものとする。

### (3) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、専用の媒体に、必要と認められる最小限度において複写して保存のうえ、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかに記録媒体内の記録データを削除する。

### (4) 記録データの保存

記録媒体又は複写した専用の媒体上の記録データの保存期間は、撮影日から起算して30日間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局長(以下「局長」という。)の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

### (5) 記録データの消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

なお、記録媒体上の記録データがドライブレコーダーによって上書きされた場合は、上書きされた時点で適正に削除したものとみなす。

## 6 記録データの利用及び提供の制限

- (1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。
- (2) 記録データの利用及び提供は、総括管理責任者が認めた者以外の者に利用及び提供をさせてはならない。
- (3) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が保存しておくものとする。

## 7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、総括管理責任者と管理責任者が協議し、局長の承認を得て別に定めるものとする。

## 附則

- 1 この要項は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。



